

7 税金の控除・減免等

(1) 所得税・住民税の所得控除

所得税・住民税の計算上、次の表に該当する場合は、それぞれの金額を所得から差し引くことができます。

区 分	対 象 者	所 得 税	住 民 税
障害者控除	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 ⑥, B 精神障害者保健福祉手帳 2, 3級	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳 1, 2級 療育手帳 ④, A 精神障害者保健福祉手帳 1級	40万円	30万円
同居特別障害者扶養控除	扶養親族が特別障害者で、かつ同居している場合	75万円	53万円

〔 問合せ先 税務課 Tel 43-1636
広島南税務署 Tel 082-253-3281 〕

(2) 住民税の非課税

年間の所得が135万円以下で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、住民税が課税されません。

(問合せ先 税務課 Tel 43-1636)

(3) 新マル優制度

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が有する預貯金等のうち、元本が350万円を限度として、利子が非課税になります。

(問合せ先 取引金融機関へお問い合わせください。)

(4) 相続税の控除

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、相続により財産を取得する場合、控除が受けられます。

区 分	対 象 者	控 除 額
障害者控除	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 ⑥, B 精神障害者保健福祉手帳 2, 3級	10万円×(※85歳－相続開始時の年齢)
特別障害者控除	身体障害者手帳 1, 2級 療育手帳 ④, A 精神障害者保健福祉手帳 1級	20万円×(※85歳－相続開始時の年齢)

(問合せ先 広島南税務署 Tel 082-253-3281)

（５）贈与税の非課税

特別障害者（身体障害者手帳１・２級，療育手帳㊤・Ａ，精神障害者保健福祉手帳１級）を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づいて金銭等の財産が受託された場合，６，０００万円までは非課税になります。

（問合せ先 広島南税務署 TEL ０８２－２５３－３２８１）

（６）自動車税（軽自動車税）の減免

次の要件に該当する方は，自動車税，軽自動車税が減免になります。

対 象 者	自動車の所有者	運 転 者	使 用 目 的
自 動 車 税 軽自動車税	本 人	本 人	特に問わない
	家 族	本 人	本人の通学，通院，通所，生業 のために使用すること
	本 人	家 族	
	家 族	家 族	
	障害者のみで構成される 世帯の構成員	常時介護者	
必要なもの	① 身体障害者手帳・療育手帳 ② 自動車の車検証 ③ 運転免許証 ④ その他証明書類（個人番号カード，通知カード等）		

障 害 の 区 分			障 害 の 程 度	
			本人の場合	生計同一者又は 常時介護者の場合
視覚障害	自動車税		2 級～4 級	1 級～4 級
	軽自動車税		1 級～4 級	
聴覚障害	自動車税		2 級， 3 級	
	軽自動車税		2 級， 3 級	
平衡機能障害	自動車税		3 級	
	軽自動車税		3 級	
上肢不自由	自動車税		1 級， 2 級	
	軽自動車税		1 級， 2 級	
下肢不自由	自動車税		1 級～6 級	1 級～3 級
	軽自動車税		1 級～6 級	1 級～3 級
体幹不自由	自動車税		1 級～3 級， 5 級	1 級～3 級
	軽自動車税		1 級～3 級， 5 級	1 級～3 級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	自動車税	1 級， 2 級	
		軽自動車税	1 級， 2 級	
	移動機能	自動車税	1 級～6 級	1 級～3 級
		軽自動車税	1 級～6 級	1 級～3 級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障害	自動車税		1 級～3 級	
	軽自動車税		1 級～3 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	自動車税		1 級～3 級	
	軽自動車税		1 級～3 級	
音声機能障害	自動車税		3 級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
	軽自動車税		3 級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
知的障害者	自動車税			㊤， A
	軽自動車税			㊤， A
精神障害者	自動車税		1 級	
	軽自動車税		1 級	

問合せ先 自動車税……………広島県西部県税事務所 呉分室 TEL 22-5400
 軽自動車税……………税務課 TEL 43-1636